

○吉野川市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱

平成16年10月1日

告示第65号

改正 平成18年3月30日告示第38号

平成20年12月1日告示第111号

平成22年9月8日告示第75号

平成23年12月14日告示第97号

平成24年11月29日告示第109号

平成25年12月9日告示第108号

平成30年3月30日告示第40号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、吉野川市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について定めるものとする。

(入札に参加することができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する年の前年の12月31日までに建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)に基づく建設業の許可を受けていない者
- (3) 現に効力を有する経営事項審査(法第27条の23第1項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。)の結果の通知を受けていない者

(申請書)

第3条 入札に参加する資格(以下「資格」という。)の審査を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類をそれぞれ1部添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 営業所一覧表
- (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書

- (3) 労働保険料を納付していることを証する書面
- (4) 社会保険料を納付していることを証する書面
- (5) 建設業労働災害防止協会加入証明書
- (6) 委任状
- (7) 営業所の写真及び所在図面
- (8) 特殊機械所有状況等報告書
- (9) 暴力団排除に関する誓約書
- (10) 経営事項審査の結果を証明する書面
- (11) 業者カード
- (12) 職員名簿
- (13) 納税証明書
- (14) その他市長が別に定める書類

(申請書の提出期間)

第4条 前条の申請書は、平成25年を初年とする同年以後の2年ごとの各年の1月15日から同月24日までの間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(資格審査)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、経営事項審査の結果算定された客観的要素によるもののほか、市長が特に必要と定めた項目について審査し、等級に区分して格付けを行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、格付けを行わないことがある。

2 前項の規定による格付けは、平成25年を初年とする同年以後の2年ごとの各年の5月1日に行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、平成26年を初年とする同年以後の2年ごとの各年の5月1日において、現に資格を有する者に対し、市長が特に必要と定めた項目について審査し、等級に区分して再度の格付けを行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、再度の格付けを行わないことがある。

4 市長は、前項に規定する再度の格付けを行うに当たっては、当該現に資格を有する者に対し、第3条第13号に掲げる書類を提出させるものとする。

(資格の有効期間)

第6条 資格の有効期間は、前条第2項に規定する日から2年間とする。

2 第4条ただし書の規定により申請書を提出し審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、同項の期間の残存期間とする。

(資格の取消し)

第7条 市長は、第2条各号又は次の各号のいずれかに該当すると認められる者の資格を取り消すことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

(変更届)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、直ちに一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請変更届に第3条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 主たる営業所の名称、所在地又は電話番号
- (3) 代表者の氏名
- (4) 許可を受けた建設業
- (5) 使用印又は実印
- (6) その他市長が別に定める事項

(共同企業体の特例)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、共同企業体に関しこの告示にかかわらず別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の建設工事の指名競争入札参加審査要綱（昭和60年鴨島町要綱第1号）、川島町建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和62年川島町告示第30号）又は山川町建設工事の指名競争入札参加資格審査要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月30日告示第38号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者及び第4条ただし書の規定により申請書等を提出し審査を受けてこの告示の施行の日から平成18年5月31日までの間に資格を有することとなる者の当該資格の有効期間は、第6条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成20年12月1日告示第111号）

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年9月8日告示第75号）

この告示は、平成22年9月8日から施行する。

附 則（平成23年12月14日告示第97号）

この告示は、平成23年12月14日から施行する。

附 則（平成24年11月29日告示第109号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年11月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者及び第4条ただし書の規定により申請書等を提出し審査を受けてこの告示の施行の日から平成25年5月31日までの間に資格を有することとなる者の当該資格の有効期間は、第6条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成25年12月9日告示第108号）

この告示は、平成25年12月9日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第40号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者及び第4条ただし書の規定により申請書等を提出し審査を受けてこの告示の施行の日から平成31年5月31日までの間に資格を有することとなる者の当該資格の有効期間は、第6条の規定にかかわらず、同日までとする。